

町有地を公売します！

m²上三川町では、公共的に利用計画のない土地を、一般競争入札により売り払いいたします。

▼申込締切＝6月10日(火)

●入札日＝6月16日(月)

▼入札場所＝役場3階中会議室

▼その他＝

m²入札の時間など、詳しくは応募要領をご覧ください。

m²応募要領は、総務課管財係で配布、又は町のホームページ

(<http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp>)

よりダウンロードできます。



▼公売物件

所在地	面積	地目	用途	最低入札価格
上三川町大字多功2579番3 (テクノパークかみのかわ内)	2528.93m ²	宅地	工業地域 (60/200)	44,510,000円

▼問い合わせ先＝総務課 管財係 ☎9114

戸籍法が改正されました

戸籍は、結婚したこと、離婚したこと、親子の関係などが記されている大切なものです。そのような戸籍の証明書は、他人に不正に取得されないようにしなければなりません。そこで、戸籍法改正により平成20年5月1日から次のように改正されました。

【窓口での戸籍請求】

①本人確認を行います

窓口にくられた人については従来どおり、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類の提示により、本人確認を行います。

写真付きの本人確認書類を持っていない人は、複数の本人確認書類(健康保険証や年金手帳など)を提示していただくこととなります。戸籍に記載されている人又は直系親族以外の代理人や使用の人が窓口にくられたときには、さらに、委任状などの書面により委任を受けていることの確認を行います。

②戸籍を必要とする正当な理由を

明らかにしてください

戸籍に記載されている人、又は直系親族の人(以下「本人等」といいます。)については、利用する理由は明らかにする必要はありません。

本人等以外の人については、自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたりするために戸籍の内容を確認する必要があるので、国又は地方公共団体の機関に提出する必要があること、などの正当な理由を請求書に詳しく書くことが必要となります。

【郵送での戸籍請求】

請求書などの書類にあわせて、本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所とすることが必要となります。

郵送での戸籍請求についても、窓口での請求と同様に戸籍を必要とする正当な理由を明らかにする必要がありますので請求書などに記入してください。詳しい内容は、住民生活課戸籍係までお問い合わせください。

●問い合わせ先

⑤住民生活課 戸籍係 ☎9126